

求職者退職時の補償

求人者(以下、甲)が株式会社グローバル・バンクス(以下、乙)より紹介された日本国に居住する日本人人材及び外国人人材を採用する場合、採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社辞退、退職、解雇が

入社後 1 ヶ月未満の場合:本件報酬の 90%

入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合:本件報酬の 50%

入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合:本件報酬の 20%

甲が乙より紹介されたベトナム社会主義共和国に居住するベトナム人人材を採用する場合、雇用契約書もしくは内定通知書に記載された勤務開始日から 5 ヶ月以内に採用決定者が自己都合で退職した場合、乙は 1 回に限り無償で甲に代替求職者を紹介することとする。

甲が乙より紹介された中華人民共和国に居住する中国人人材を採用する場合、雇用契約書もしくは内定通知書に記載された勤務開始日から 3 ヶ月以内に採用決定者が自己都合で退職した場合、乙は 1 回に限り無償で甲に代替求職者を紹介することとする。

許可番号 13 - コ - 308529

株式会社 グローバル・バンクス

東京都千代田区五番町 5-1 JS 市ヶ谷ビル 6 階